**日野市障害者差別解消推進条例　新旧対照表**

（下線部が改正部分、赤字が変更部分、青字が追加部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後（新） | 改正前（旧） |
| 前文  私たち一人ひとりは、かけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域にともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らし、ともに尊重し、ともに支え合うことのできる社会こそが、私たちの目指すべき「ともに生きるまち　日野」です。  しかし、障害者が区別、排除、制限をされてきた過去があり、障害や障害者に対する理解不足や関心のなさから生じる誤解や偏見、差別が今なお存在しています。多くの障害者やその家族が、生活環境、教育、就労、婚姻、出産などの日常生活の様々な場面で困難に直面し、また、自立や社会参加が妨げられることもあり、その苦痛から胸が締め付けられるような思いを感じています。障害者が日常生活又は社会生活で感じる不自由は、社会に存在する様々な障壁（バリア）に直面した際に起こるものであり、社会に存在するバリアを取り除くことは、私たちの責任です。私たちは、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。  平成18年には国際連合において障害者の権利に関する条約が採択されました。その後、日本は条約の締結に向けて、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成26年に障害者の権利に関する条約を締結しました。  この条約の履行状況について、令和４年に日本政府が初めて障害者権利委員会から審査を受け、その結果として総括所見が出されました。この総括所見では、日本の障害者政策に対する課題や改善点が指摘されています。例えば、障害者の自立支援や自己決定権の尊重、分離された教育の中止とインクルーシブ教育の推進、入所施設や精神病院からの地域移行の推進などが挙げられています。  また、世界共通の目標として持続可能な開発目標ＳＤＧｓが国際連合において採択されました。このＳＤＧｓは全ての国や人々が協力しあうことで多様性と包摂性のある持続可能な世界を目指すものです。その中で人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に誰一人取り残さないことを誓っています。「ＳＤＧｓ未来都市」に認定されている日野市は、より一層、誰一人取り残さないインクルーシブ社会を実現する必要があります。  このような背景を踏まえて、日野市は「ともに生きるまち 日野」の実現に向けて、障害のあるなしにかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し共生するインクルーシブ社会を目指し、この条例を制定します。  第１条　目的　略  第２条　定義　（１）～（６）　略  （７）市民　市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及び市を訪れる者をいう  (８)　略  (９) インクルーシブ社会　すべての人が自分らしく生きることができ、個々の違いや多様性を認め合いながら、平等に参加できる社会のこと。障害のあるなし、年齢、性別、人種、民族、国籍、宗教、経済状況等による差別や偏見がなく、誰もが尊重され、望む場所で安心して楽しみながら生活できる社会をいう。  第３条　基本理念　（１）～（５）略  （６）障害者が性別、年齢、障害の種類や特性等の複合的な原因により困難な状況に置かれている場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。特に障害のある女性は障害及び性別による複合的な原因により困難な状態に置かれている場合があること、また障害のある児童及び高齢者についてはそれぞれの特性や置かれた状況に応じた支援の必要があることに留意すること。  第４条　市の責務  市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を計画的かつ継続的に実施し、必要な体制整備を図るとともに、地域における障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。  ２　市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。  ３　市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する支援を適切に行うため、職員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行わなければならない。  第５条　市民の責務　略  第６条　事業者の責務  事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、市が障害を理由とする差別の解消の推進のために実施する施策に協力するよう努めなければならない。  ２　事業者は、障害者等から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。  ３　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者に対する支援を適切に行うため、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めなければならない。  第７条～第15条　略 | 前文  私たち一人ひとりは、かけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域にともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らし、ともに尊重し、ともに支え合うことのできる社会こそが、私たちの目指すべき「ともに生きるまち　日野」です。  しかし、障害者が区別、排除、制限をされてきた過去があり、障害や障害者に対する理解不足　　　　　　から生じる誤解や偏見、差別が今なお存在しています。多くの障害者やその家族が、生活環境、教育、就労、婚姻、出産などの日常生活の様々な場面で困難に直面し、  　　　　　　　　　その苦痛から胸が締め付けられるような思いを感じています。障害者が日常生活又は社会生活で感じる不自由は、社会に存在する様々な障壁（バリア）に直面した際に起こるものであり、社会に存在するバリアを取り除くことは、私たちの責任です。私たちは、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。  平成18年には国際連合において障害者の権利に関する条約が採択されました。その後、日本は条約の締結に向けて、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成26年に障害者の権利に関する条約を締結しました。  このように、障害者の権利を守るための取組が進み、日野市では、これまで以上に障害者施策に積極的に取り組んでいく必要があります。  これらの認識のもと、日野市は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち　日野」の実現を目指し、この条例を制定します。  第１条　目的　略  第２条　定義　（１）～（６）　略  （７）市民　市内に居住し、又は市内で働き、若しくは学ぶ者及び市を訪れる者をいう。  (８)　略  第３条　基本理念　（１）～（５）　略  （６）　障害のある女性が、障害及び性別による複合的な原因により困難な状況に置かれている場合等、障害者が性別や年齢等の複合的な原因により困難な状況に置かれている場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。また、障害のある児童に対しては、障害のある成人と異なる支援を必要とすること。  第４条　市の責務  市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を計画的かつ継続的に実施し、必要な体制整備を図るとともに、地域における障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。  ２　市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。  第５条　市民の責務　略  第６条　事業者の責務  事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、市が障害を理由とする差別の解消の推進のために実施する施策に協力するよう努めなければならない。  ２　事業者は、障害者等から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。  第７条～第15条　略 |